

鳥取県告示第 997 号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
畑地帯総合整備事業赤碕地区農業用排水施設、農道整備、区画整理、暗渠排水	平成19年 8 月 13 日